

令和6年
第1回定例会議事録

令和6年1月17日

泉大津市教育委員会

令和6年1月17日(水)午前10時より令和6年第1回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階大会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎 (オンライン)

出席事務局職員

教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育部指導課指導課長補佐兼指導係長	家原 慎太郎
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	友永 彩絵

案件

- 日程第 1 議案第 1 号 令和6年度小・中学校教職員一般人事及び管理職人事
について
- 日程第 2 議案第 2 号 泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に
関する規則の制定について
- 日程第 3 報告第 1 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 4 議案第 3 号 令和5年度教育委員会表彰被表彰者の決定について

議事録署名委員

教育委員 池島 明子

会議の顛末

○竹内教育長 令和6年第1回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和5年第12回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第1 議案第1号 令和6年度小・中学校教職員一般人事及び管理職人事
について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、令和6年度教職員人事基本方針に基づき、小・中学校一般教職員及び管理職人事に係る事務についての適正化を図るものです。

根拠法令は、「泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則 第2条及び第3条第1項により、教職員人事の基本方針に関する権限に属する教育事務を教育長に臨時に代理させることができる」です。

審議内容は、令和6年度の小・中学校一般教職員及び管理職人事に関する事務を臨時に教育長に代理させることについて諮るものです。

今後の予定は、3月の教育委員会会議定例会において、令和6年度の教職員一般人事及び管理職人事について報告いたします。

※議案第1号可決

△日程第2 議案第38号 議案第2号 泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものです。

根拠法令は、「令和2年文部科学省告示第1号 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」です。

制定内容は、別紙1規則（案）のとおりですのでご覧ください。

まず、「第3条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。」となっております。1つ目が、「1箇月について45時間」、2つ目が「1年について360時間」です。

続いて「第3条第2項 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。」となっております。1つ目が「1箇月について100時間未満」、2つ目が「1年について720時間」、3つ目が「1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間」、4つ目が、「1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月」です。

この規則は、公布の日から施行することとしており、公布は令和6年2月1日

- を予定しております。
- ◆教育委員（西尾剛）この規則が適用されるのは、校長とかの管理職は除かれますか、含まれますか。
 - ◎指導課長（藤谷考志）管理職も含まれます。
 - ◆教育委員（西尾剛）もともとの労働時間の規制とかには、管理職は含まれないですよ。
 - ◎指導課長（藤谷考志）そうですね。ただ、今回の規則には含まれるということになっております。
 - ◆教育長（竹内悟）この規則は教育委員会規則になるので、教育委員会が指導・監督するものですか。
 - ◎指導課長（藤谷考志）はい、そうです。
 - ◆教育長（竹内悟）今、西尾委員が言われた管理職に対しても指導をしていくということですね。
 - ◎指導課長（藤谷考志）そうです。
 - ◆教育委員（西尾剛）具体的に1人の教員の業務量が1ヶ月何時間とか1年何時間というのは、ひとつひとつ記録して管理していくということになる、そうじゃないと管理ができないので、そうなると思うのですが、それは校長がするんですよ。
 - ◎指導課長（藤谷考志）校務支援システムというものがあり、そこで既に各教員、管理職も含めて、勤務時間については把握しています。その中で業務量が超えている職員がいれば、所属長が勧告するということになっているので、業務量が超えている職員がいたら「指導してください」という形で教育委員会から管理職に対して指導する、というのがまず第1にあると考えております。
 - ◆教育委員（西尾剛）基本的には管理職が自分の学校の教師のことを管理するけれども、教育委員会はその校長先生を監督する、ということですか。
 - ◎指導課長（藤谷考志）そうですね。ただ市立学校の職員になるので、この規則にもあるように、職員については教育委員会が業務量の適切な管理について必要な事項を定めるという形になります。
 - ◆教育委員（西尾剛）たくさんの先生を事務局で管理するのは大変のような気がするのですが。
 - ◎指導課長（藤谷考志）はい。なので、業務量が超えている教職員については、校長に話をさせていただくということになっています。
 - ◆教育長（竹内悟）教育委員会が一般教員を呼んで指導するわけではないんですよ。今までと一緒にですよ。今までは、3月頃に校務支援システムの出退勤から時間外勤務について学校ごとの平均とかを出して、校長会等で配布して、改善が必要という話をしていたものが、規則として制定するということですよ。
 - ◎指導課長（藤谷考志）そうです。規則として制定するということと、今まで指導する場合の明確な時間数がなかったのですが、それを決めるというものです。
 - ◆教育委員（澤田久子）今も校務支援システムで時間外について把握していると思うのですが、規則で決めるこの時間というのは、かなり厳しいものなのですか。それとも、現在もこの範囲は超えていないのでしょうか。
 - ◎指導課長（藤谷考志）超えている方はいらっしゃいます。その辺りについては今までも、教育長がおっしゃられたように、事務局から学校長にお話をさせていただいていました。規則に定める時間数は、労働基準法で定められている上限時間に準じて設定されています。
 - ◆教育委員（澤田久子）今までなかったのに、改めて定めるというのは、何か流れがあるのでしょいか。

- ◎指導課長（藤谷考志）労働基準法で、民間企業も含めてですが、それぞれで制定するようにと2020年ぐらいから言われており、今回制定します。
- ◆教育委員（澤田久子）わかりました。
 - ◆教育委員（西尾剛）先ほどの件に戻りますが、おっしゃったように、労働基準法を守りましょうということですよ。なので、校長とかの管理職は、そもそも労働基準法の適用外なので、この規則の適用はないように思うのですが。
この規則は、教育職員の給与等に関する特別措置法に基づくものですよね。規則の第1条に、特別措置法の第2条第2項に規定する職員をいう、と書いていて、確かに特別措置法の第2条第2項では、教育職員に、校長、副校長なども含むとは書いているのですが、勤務時間の具体的な制限について書かれた第6条では、教育職員に括弧して「管理職手当を受ける者を除く」と書いてあるんです。ただ、業務量について書かれた第7条には、「文部科学大臣は教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定める」とあって、そこには管理職を除くとは書いてない。ですが、その数字からすると校長、管理職は入らないような気がするのですが、管理職を含むと何かに書いてありましたか。
 - ◎指導課長（藤谷考志）大阪府から伝えられているところでいくと、管理職も入ると言われてはいるのですが、法的なところでいうと、もう一度確認が必要かと思えますので、確認したいと思えます。
 - ◆教育委員（西尾剛）わかりました。条文的にはこれで良いと思えます。
 - ◆教育長（竹内悟）これは、2月の校長会でも伝えるんですよ。ただ、ずっと気になっていることは、時間外勤務の制限がかけられることによって、業務改革をしないままに、早く帰るように促すだけの管理職が出てくることです。そうすると子どもにとって良い影響は生まないように思います。この前も言ったように、家庭訪問をしない学校もあり、そういった業務改革の中で、本当に何が必要で何が不要なのかと言うことを、もう1回、職員と管理職で考えさせるような規則の提示にしないといけない。業務改革をしないまま早く帰れというのは、僕は違うような気がするので、そうならないような伝え方をしないといけないと思っていますが、すごく難しいなと感じています。
 - ◆教育委員（西尾剛）例えば、授業が終わって、勤務時間が終わっても学校にいて、自分の能力、教師としての能力を高めるために、本を読んだり自主的に研鑽するのは構わないですよ。しかし、それも業務量に入りますよね。そういうことで学校にいる時間を使って業務量に入るなら、そういうことで業務量を使ってしまって、もっと学校としてしないといけないことができなくなる。だから、何というか、「学校にいる」という時間だけで決めてしまうと、肝心なことが疎かになる。その辺りはなかなか難しいと思うのですが、そうじゃないと、なぜ時間外に規制をかけているのかわからなくなる気がします。
 - ◆教育長（竹内悟）縛りがたくさんかかってきています。資料にしてもセキュリティが厳しくなって、家に持って帰って仕事をするのも難しくなっている。そうなるくと、余裕のない勤務時間を過ごさないといけないので、遊びの時間が全くなくなる。遊びから発生する子どもの関わり方は、絶対に学校にないといけないと思うのですが、それがものすごく杓子定規になっています。イノベーションが起きなくなっているのが現実だと感じています。だから、本当に何か策を考えないといけないとは思っているのですが、長期の休みを活用してみんなが考えたらいいと思うのですが、校長も長期の休みは休み、と思っているので、はっきり言ってもものすごく難しいところがあります。業務改革を1年間通して、この時期にこれを考えて、この時期にこういう形で会議をする、という細かい計画まで立てないと、この規則をある程度守りなさいというのは非常に難しいのかもしれない。

れないです。

- ◆教育委員（池島明子）おっしゃられたみたいに時間の制約だけしっかりあって、何時には学校を出ないといけないから、生徒と本来向き合うべき時間に、教室に先生がいなくなって、職員室で会議をしたり作業をしたりする。そうしないと回らなくなって、生徒と向き合う時間が少なくなるということが、一番恐れないといけないことなのかなと思います。

あと、忙しい方は、裁量労働制ではないですが、家に帰ってから寝る間も惜しんで、学校ではできないことをされている方も多分たくさんいると思います。こういう時間的な制約ができると、その裏返しで、努力している方が見えないところで自分の睡眠時間と家庭を全部切り捨てて、その業務に当たらないといけないというのが浮かび上がってこないことは、すごく問題ではないかなと思います。具体的に、こうしてくださいという提案はできないのですが、「この規則ができたから、これに気をつけながらルールをしっかり守っていきましょう」という、何か手だてが必要ではないかなとはすごく思います。

- ◆教育委員（西尾剛）今おっしゃられたように、例えば教師としての自己研鑽とかいろんな研究とかは、家でしているわけですよ。それは家でやって、学校にいる間は子どもと向き合って、授業の準備とか、学校教育に直接関係するようなことだけやってください、関係がないようなことは家でしてくださいというふうにしないと、1ヶ月で45時間しかないので、貴重な時間になる。

- ◆教育委員（澤田久子）本当に働き過ぎだから、改革をしていこうというのもよくわかるし、ついついだらだらしてしまうというのもあると思うんですけど、私も含めて、以前だったら、若い頃に放課後に授業の準備を自分の研鑽も含めてやっていると、隣のクラスの先生が、「ここはこうやったらええよ」と、ちょっと教えてくれることがすごくヒントになりました。家で机上で1人で考えているのは違って、「いや、子どもはそんなやり方だと無理やよ、もうちょっと具体的にやってあげなあかんよ」とか、ちょっとしたアドバイスがすごく自分の身になって、授業にかえっていくということがあったと思います。そのあたりがなかなか厳しくなってくると、余計にがんじがらめの、ゆったりした時間を過ごせないというか。そのゆったりした中で、いろんなことが自分のものとなっていくのに、その時間が制約されるのが厳しいですよ、こういうことになってくると。早く帰らないといけない人は帰ったらいいと思うのですが、学校の良さみたいなものが削られてしまうのがすごく残念だなと思います。ただ、働き過ぎもよくわかるので、そこのせめぎ合いというか、難しいなと思います。

※議案第2号可決

△日程第3 報告第1号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

- ◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものです。

対象期間は令和5年12月1日から12月31日までです。

内容は、別紙2、6ページをご覧ください。申請件数は7件で、全件を承認しております。番号1、2については、新規としておりますが、主催者名または事業名の変更に伴い、新規扱いとしているものです。番号4については、新規団体、新規事業で、団体要件として、要綱第3条に掲げる学校等の教育機関であること、

事業要件として、G I G A端末を活用した社会科の公開授業であること、その端末で思考ツールを活用した思考力を育むという目的及び内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、これまで同規模の研究大会等を実施していることから主催者に事業遂行能力が認められると判断し、承認したものです。続いて、番号5についても、新規団体、新規事業であり、団体要件として、ライオンズクラブが社会奉仕を目的とした団体であること、事業要件として、音楽を通じた交流、吹奏楽に携わる生徒に対する発表機会の提供という目的と内容が教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、隣接する自治体で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ泉北地区のライオンズクラブが合同で実施する体制であることから、主催者に事業遂行能力が認められると判断し、承認したものです。

- ◆教育委員（奥健一郎）1番目のムビフェスですが、この内容と、映画実行委員会と書いていますが、野外で実施されるという理解でよろしいでしょうか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）野外映画祭実行委員とはなっておりますが、テクスピア大阪で実施するもので、映画上映イベントを主な内容とする事業になっております。
- ◆教育委員（奥健一郎）映画の内容はわかりますか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）「ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー」です。
- ◆教育委員（奥健一郎）その映画はわからないのですが、内容が妥当であればいいのですが。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）コロナ禍というところで、5類に分類はされましたが、映画を見る機会を創出するということと、ダンスステージであったりといった発表の機会も合わせた事業になっております。
- ◆教育委員（奥健一郎）映画の内容によっては、過激なシーンがあったりするもので、それがちょっと気になりました。

※報告第1号終結

- ◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

については、日程第4を非公開とすることに異議はございませんか。

〈異議なし〉

異議がないようなので、日程第4は非公開とします。

午前10時44分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員